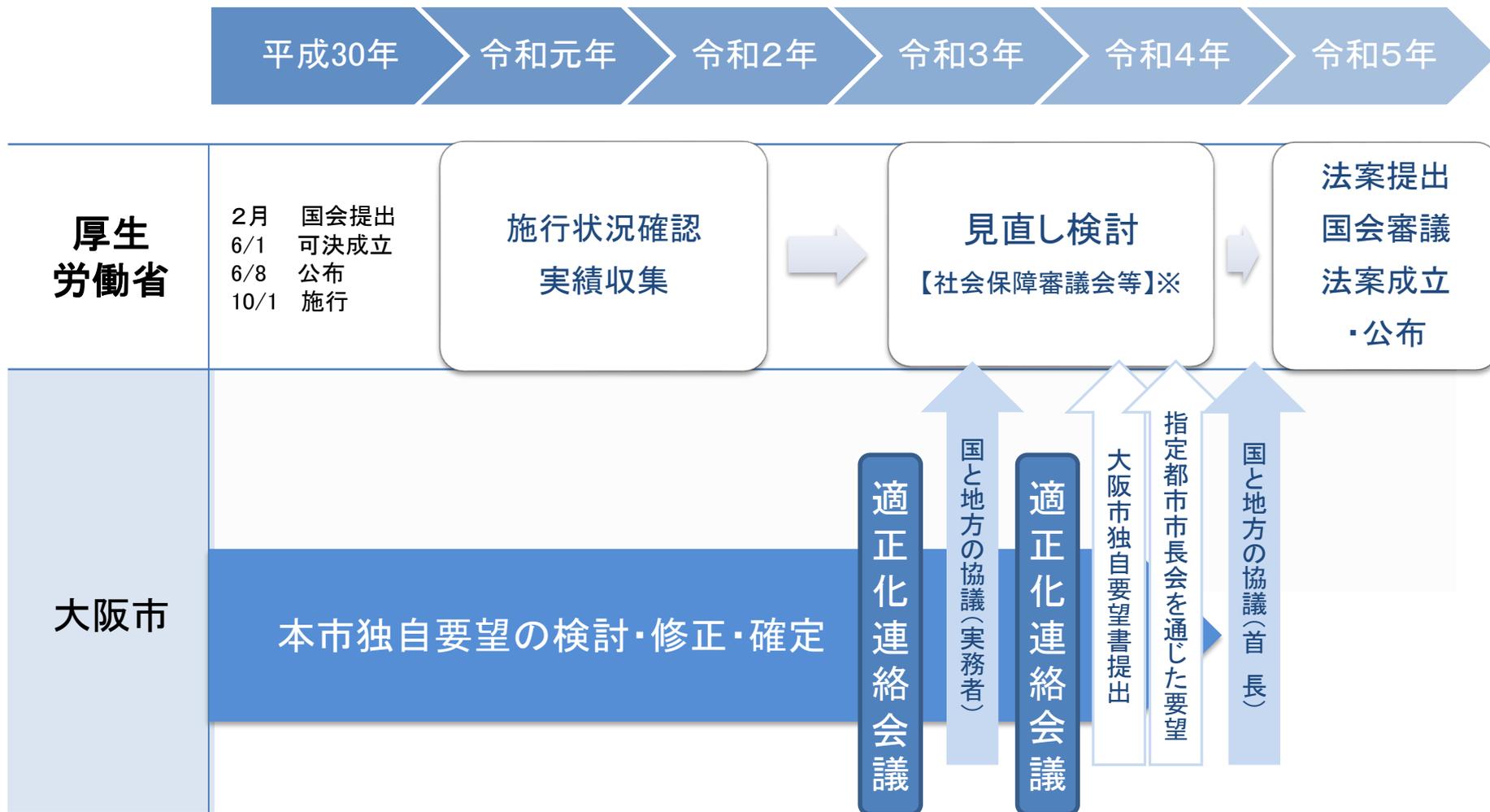


議題5 生活保護法改正に向けて

生活保護法改正に向けて

○生活保護法の改正スケジュール（予定）



※ 生活困窮者自立支援及び生活保護部会

生活保護法改正に向けて

生活保護制度の改正にかかる要望の経過

大阪市の提案・要望事項

提案・要望事項	30年改正法	制度改正及び改善内容
本市独自要望事項		
生活保護費のあり方		
生活扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助については、給与や年金などの様に一括して支給する制度とする	×	より効果的・効率的なインセンティブとなるよう就職後すぐに保護脱却となり就労収入の仮想積立期間が無い者も新たに給付対象とする。 積立額の有無によらず、最低給付額は単身世帯：2万円、複数世帯：3万円 積立率を一律10%とする
医療扶助、介護扶助には一部自己負担を導入することで、「節約」「相応の負担」等、自立後の「普通の生活」における金銭感覚を持てる仕組みとする	×	進学準備給付金の創設(自宅通学10万円、自宅外通学30万円)、世帯分離による住宅扶助減額の廃止
その際には、最低生活費を保障できる給付方法の仕組みの構築が必要となる		
最後のセーフティネットとしての役割を果たすために		
被保護世帯における就労インセンティブの実効性を高めることが必要	○	大都市の実情に見合った財源措置として、依然、不十分ではあるが一部任意事業の補助率の引き上げが行われた
高齢者向けの新たな生活保障制度の創設	×	令和2年12月の生活保護法施行規則の改正により、これまで処理が難しかったケースについて、民法第494条の規定に基づき弁済供託を行うことが可能となった。 また、令和3年3月に厚生労働省及び法務省連名で、身寄りがない方が亡くなられた場合の対応や、相続財産管理制度・弁済供託制度の活用の流れ等をまとめた手引きが示された。
子どもが学習しやすい環境となるよう配慮した支援の仕組みが必要	○	
生活困窮者自立支援制度の円滑な運用	○	
生活保護の適正化		
不正受給対策を推進するために福祉事務所の調査権限のさらなる強化	×	
遺留金処理が現状に則して処理ができるよう処理方法の確立	※	医師又は歯科医師が医学的見地から後発医薬品の使用を可能と認めている場合に、後発医薬品の使用を原則とすることを法律に明記
指定都市市長会における要望事項		
医療扶助に一部自己負担を導入すること	×	
後発医薬品の原則、使用義務化	○	
高齢者向けの新たな生活保障制度の創設	×	不正受給以外の返還金についても、本人同意を前提とし、また、生活保護受給者の生活に支障がないよう配慮したうえで、国税徴収の例により徴収することや、保護費との調整を行うこと等を可能とした。
返還金(法63条)の保護費との調整(天引き)、破産法との調整	○	

生活保護法改正に向けて

生活保護費のワンバスケット方式について

現在

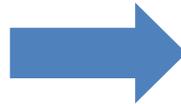
生活扶助

一時扶助（被服・交通費・冷暖房器具）

住宅扶助（家賃の実額）

医療扶助（現物給付）

介護扶助（現物給付）



ワンバスケット



● 扶助ごとに算定し、用途を超えてやりくりすることは想定されていない。

- 生活扶助：オムツ代や引越代等日常生活費の一部が、毎月の保護費とは別に一時扶助により都度支払われる。
- 住宅扶助：家賃の実額が支給されることから、家賃上限額の支給となっている事例が多くみられる。
- 医療扶助：現物給付のため自己負担がない。

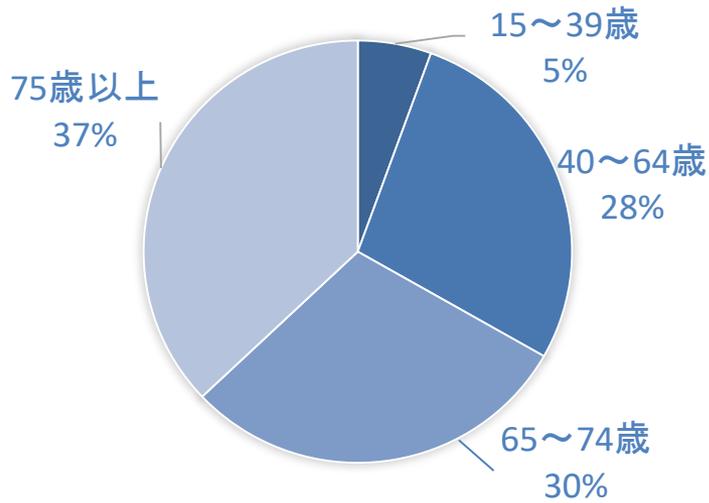
● 1ヶ月分の各扶助を包括した生活費を算定し支給。支出内容を主体的に決定する。（例：給与・年金）

- 家計をやりくりして臨時の支出に備える行動
- 家賃を抑えて別の目的に充てる、居住環境を重視して家を選ぶなど選択の余地が生まれる
- 必要以上の通院やサービス利用を控え、健康管理や介護予防を意識した生活を自ら選択
- **自分の希望する暮らしに沿ったお金の使い道を選択し、自律した生活を実現**

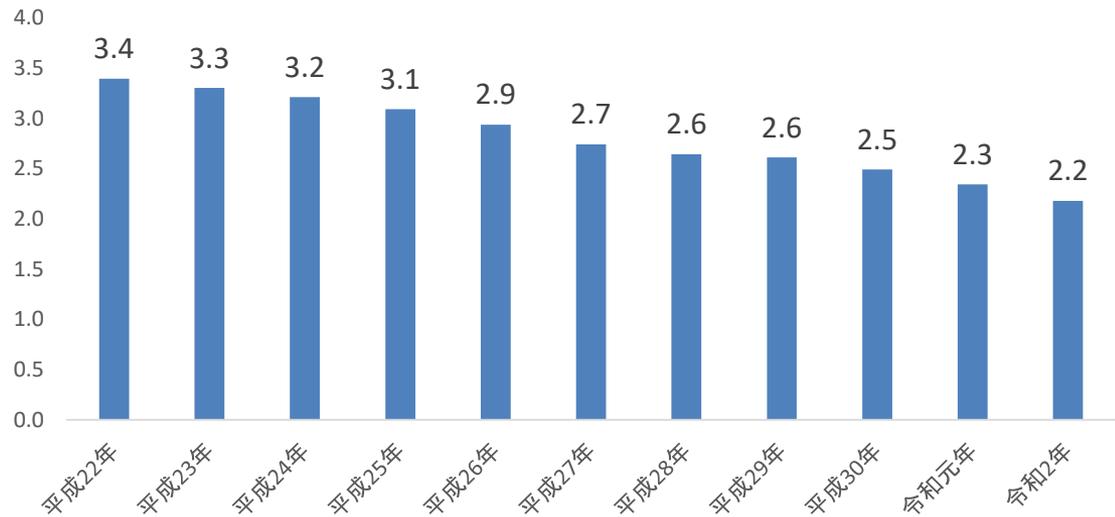
生活保護法改正に向けて

医療扶助の一部自己負担について

本市年齢階層別医療扶助（入院外）



本市医療扶助（75歳以上）入院外月間受診平均日数（各年6月）



出典：医療扶助実態調査（医療・調剤内容調査）結果

制度別の入院外月間受診平均日数

本市医療扶助（75歳以上） （令和元年6月）	全国後期高齢者医療 （平成31年3月）
2.3日	2.9日

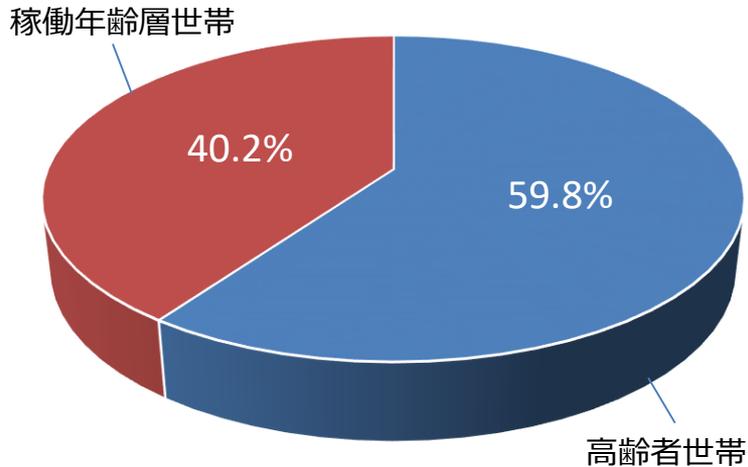
出典：厚生労働省社会・援護局 第3回医療扶助に関する検討会資料

- 現状をみると、平均通院日数は減少傾向にあり、要因分析を行う必要がある。
- 自ら健康管理や金銭管理を行うことを通じ、自律した生活につながる仕組みとして、医療費の一部負担の導入について引き続き議論を深めていくことが必要である。

生活保護法改正に向けて

高齢者向けの新たな生活保障について

世帯類型別比率
(令和2年度)



- 高齢者世帯（65歳以上）の占める割合が大きい。
- 高齢者世帯の生活保障の主な開始理由（令和2年度）
 - 預貯金等の減少・喪失 24.2%
 - 世帯主の傷病 20.7%
 - 老齢による収入の減少 13.7%

- 高齢者世帯の多くは収入や預貯金の減少により、高齢になってから生活保障の申請に至っている。
- 高齢者であることから、今から就労による経済的自立を目指すことは困難な場合が多い。
- 稼働年齢層世帯は、経済的自立に向けた就労支援や、社会参加を促す支援等が必要であるものの、高齢者世帯については、年金の補完制度となっている側面もあり、経済的支援のみ必要とするケースも多数存在している。

そこで

経済的給付に特化した高齢者向けの新たな制度の創設が必要